

監査報告書

令和6年5月24日

学校法人 南九州学園

理事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 南九州学園

監事 江口に 言川印

監事 成合 修印

私ども監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人南九州学園寄附行為第16条並びに学校法人南九州学園監事監査規程に基づき、学校法人南九州学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事会及び評議員会、常務会その他重要な会議に出席するほか、理事及び職員から業務執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人(公認会計士)からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属書類・明細書)について検討しました。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人南九州学園の業務における決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令並びに寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

また、令和5年度の計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属書類・明細書)は学校法人南九州学園の財産の状況を適正に表示していると認めます。

以上